

佐賀県告示第二百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年八月二日から平成二十三年九月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 三八五号	神崎市千代田町迎島字七本松二五七七番地先から 神崎市千代田町迎島字二本杉一五三八番地先まで 神崎市神崎町田道ケ里字田五本松一九九二番一地先から 神崎市神崎町田道ケ里字田五本松一八六五番二地先まで	平成二三・八・二 "